

沖縄県公共閣与産業廃棄物管理型最終処分場 ～建設に係る環境監視計画～

項目	方法等
1 重要種の保全対策 【概要】事前調査で確認された重要種である動物(オカヤドカリ類)及び植物(ハリツルマサキ、オキナワツクイ等)への配慮並びに発見した場合の対処方法	【監視範囲】現場内とする 【監視時期】着手前、施工中適宜及び施工完了後とする 【監視方法】植物に関しては移植後、生育状況を確認する。 動物に関しては着手前に追い出しを行った後、敷地境界に柵を設け、再進入を防止する。施工中は日々の作業前に目視により点検を行う ※天然記念物に該当する種が新たに確認された場合や不測の事態が生じた場合は、名護市教育委員会へ速やかに連絡し、指導・指示を受ける
2 粉じん防止対策 【概要】造成工事及び資材等の運搬による粉じん防止対策に伴う散水、清掃等の範囲、方法等の監視計画	【監視範囲】現場内及び旧国道(現場～国道449号バイパス) 【監視時期】日々午前・午後2回及び必要に応じて適宜行う 【監視方法】現場車両にて巡回を行い、粉じん対策管理表に基づき確認し、必要に応じて散水を行う ※道路の破損や粉じん発生源が本工事によらない場合は、その状況を様式により報告し対策、指示を仰ぐ
3 排出ガス対策 【概要】排出ガスの発生を抑制するための監視計画	【監視範囲】工事用建設機械等とする 【監視時期】工事用建設機械搬入、搬出時の計2回とする 【監視方法】該当仕様である証明資料の写し及び機材一覧表による報告を行う。また、アイドリングストップの励行を行うとともに、無駄な空ぶかしを行わない
4 赤土等流出防止対策 【概要】沖縄県赤土等流出防止対策条例に基づく赤土等流出防止対策の監視計画	【監視範囲】旧国道449号道路側溝等2カ所、施工箇所1カ所 【監視時期】降雨時(2回/日)、その他必要に応じて適宜行う 【監視方法】透視度計を用い浮遊物質量を計測し、浮遊物質量が200mg/l以下であることを確認する。超えた場合は結果を報告するとともに対策を講じる
5 騒音・振動防止対策 【概要】騒音・振動の発生を抑制するための監視計画	【監視範囲】工事用建設機械等とする 【監視時期】仕様の確認を工事用建設機械搬入、搬出時の計2回とする 【監視方法】該当仕様である証明資料の写し及び機材一覧表による報告を行う。また、原則昼間施工とし、エンジン出力を抑えた運転を心がける 振動・騒音調査 【調査箇所】工事現場敷地境界付近、部間集落内の計2箇所 【調査時期】施工前1回・施工中 年1回/年(騒音ピーク時期) 【調査方法】測定データを取りまとめ、報告する。
6 地下水(水位)調査 【概要】建設地周辺や下流域の環境への影響を把握するための地下水調査	【監視範囲】貯留槽上流側1カ所、下流側1カ所の計2箇所 【監視時期】現場稼働中とし連続記録型機器による自動計測 【監視方法】記録データの解析を行い、地下水位の観測簿により地下水位の変動の記録・報告を行う。 ※工事の際に支障となる場合は、観測井戸の移設等を行い対処する。